

第6章 施策の推進

- 1 各主体の役割
- 2 プランの進行管理

◆ 第6章 施策の推進

本プランに基づいた施策を推進するにあたっては、本市の食料・農業・農村を中心に、農業者はもとより、農業関係団体や市民、事業者等がプランの趣旨や内容を理解し、相互に連携・協力しながら主体的にプランを推進していく必要があります。様々な主体が個々の役割分担を明確にし、積極的な取組を進めることで、「みんなで育む農業・住み続けられる農村」を目指します。

1 各主体の役割

(1) 農業者の役割

農業者は、創意工夫・意欲を持って農業生産活動に取り組み、多様化する消費者等のニーズを的確に把握することにより、収益性の高い農業への経営改善を図る等、持続的・効率的・安定的に農業経営を発展させるとともに、地域資源を活用した農村地域の活性化に中心的な役割を果たします。

- ◇農業や農地の持つ社会的役割を認識し、地域の環境・景観に配慮した適正な農地管理（耕作・保全）を進めるとともに、市民から信頼される地域農業の確立に努めます。
- ◇農業経営者としての資質向上に努め、農業経営の安定化を図るとともに、環境にやさしい農業に取り組み、消費者ニーズを的確に把握し、安全・安心な農畜産物の生産に努めます。
- ◇市民・消費者との交流を図り、農畜産物の適正な情報を提供・発信するとともに、多様な流通システムを活用した安定的な市場出荷や地産地消に積極的に取り組みます。
- ◇農畜産物や農産加工品のPR等を積極的に行い、海外輸出も視野に入れた販売力強化に取り組むとともに、新たな流通ルートの確立に努めます。

(2) 農業関係団体等の役割

J A等の農業関係団体は、本市をはじめ各行政機関との連携・協力のもと、農業関係団体相互の連携を強化し、主体的に本プランの実践に取り組むとともに、農業及び農村の振興に主導的な役割を果たします。

- ◇農業者への適切な営農指導や経営改善指導を行い、地元農畜産物や農産加工

品の産地化、ブランド化を進め、生産量の拡大に努めます。

- ◇地産地消や食育の推進に努め、地元農畜産物の積極的なPRを行うとともに、多様化する消費者等のニーズに対応した農畜産物等の生産と供給を農業者に促し、海外輸出も視野に入れた販売力強化に取り組む等、新たな流通ルートの確立に努めます。
- ◇地域農業を持続的に維持、発展させる立場から、農業者に対し適切な農地の保全・管理の指導に努めるとともに、農地情報の適切な管理を行うことによる効率的な農業経営の基盤を整えます。
- ◇新たな農業経営の参入促進や新規就農者、農業後継者等の支援を行い、本市農業の健全な発展に努めます。

（3）市民・消費者の役割

市民・消費者は、農業及び農村地域の持つ役割（多面的・公益的機能）を十分に理解し、食の安全・安心についての関心を高め、地域で生産された農畜産物の消費拡大に努めること等により、農業及び農村地域の振興に社会的な役割を果たします。

- ◇食料・農業・農村の大切さを認識し、良好な農業環境や機能を維持・保全するための活動への協力を努めます。
- ◇市民農園や農業体験活動等への参加を通して、農業者との交流を深めることで、農業との共生に向けた意識の醸成に努めます。
- ◇地元で生産された農畜産物や農産加工品の積極的な購入・消費による地産地消の定着に努め、家庭等における食育の推進に努めます。

（4）事業者の役割

流通や販売、飲食業等に携わる事業者は、農業及び農村の持つ役割（多面的・公益的機能）を十分に理解し、相互に連携を図るとともに、フードマイレージ等、農畜産物の消費における環境負荷低減に配慮しつつ、本市の農業振興に対し、能動的な役割を果たします。

- ◇地元で生産された農畜産物や農産加工品等の積極的なPRを行い、消費者の



購買・消費意欲の増進に努めるとともに、消費者へ安全で安心できる農畜産物等の供給に努めます。

◇多様化する消費者等のニーズ及び生産地情報等を的確に把握し、これらに基づいた農畜産物の生産と供給を農業者に促します。

◇生産者と消費者の間における新たな流通・販売体制づくりの確立に努めます。

(5) 市の役割

本市の農業及び農村地域の目指すべき姿の実現に向けて、本プランの基本方針に沿って、施策・事業を総合的・計画的に推進します。また、農業者、農業関係団体、市民、消費者、事業者等に対して本プランの趣旨と、本市における農業及び農村地域の持つ役割（多面的・公益的機能）について十分に周知します。

◇市報やホームページ等を積極的に活用するとともに、関係機関等との連携により、地産地消や食育の推進に努めます。また、地元農畜産物や販売店舗などのPRを行い、消費者と農業・農村との相互理解を図ります。

◇プランで示す将来像の実現に向けた農業者、市民の取組に対して、事業の導入等により直接的、間接的な支援を行います。

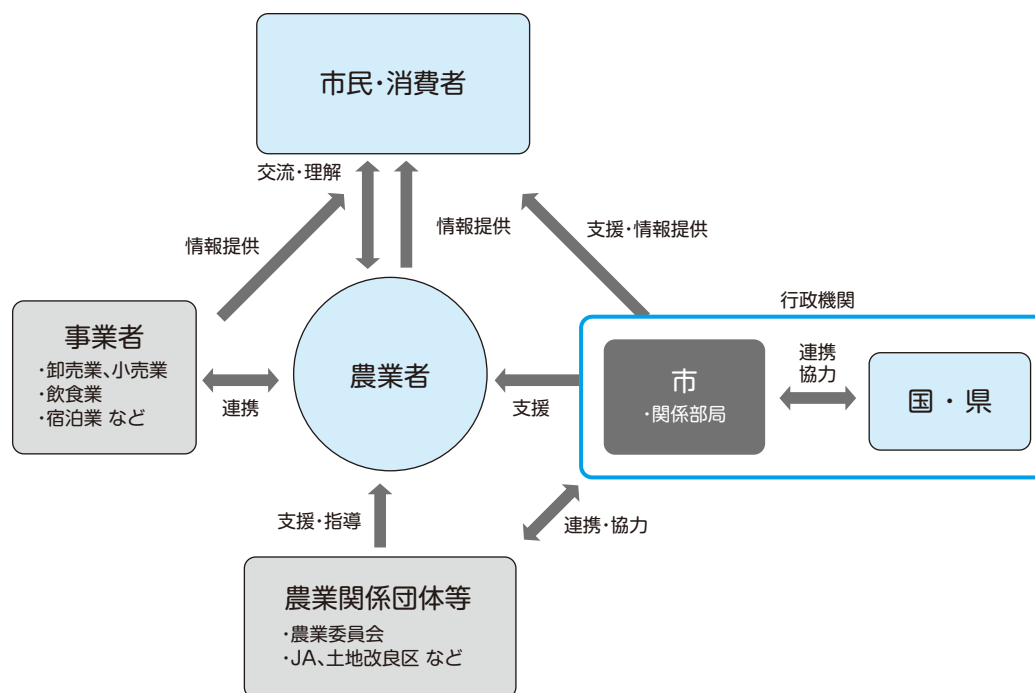
◇プランを実行性のあるものとするため、県や隣接自治体、JA等関係諸機関と連携します。

◇持続的な地域農業の振興を図るため、国や県に対し制度の弾力的な運用や有効な制度の創設等の要望を必要に応じて行います。

◇効率的にプランを推進するため、生産、流通、販売、消費、更には、地域づくり等、様々な分野の振興策の実施に当たり、既存の様々な補助制度について研究し、活用を図ります。

◇プランの方向性に沿った事業を実施する上で、適正な予算の確保に努め、限られた財源を効果的・効率的に活用することで、最大の成果を追求します。

【施策の推進イメージ図】



2 プランの進行管理

毎年度、各種事業の実施状況等の検討・評価を行い、より効率的かつ効果的な事業実施につなげていきます。

また、中長期的には、農業をめぐる環境が大きく変動することも予想されることから、本プラン策定後も本市農業の実態に即して、見直しを適宜実施することとします。

